

国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への参加

MINUSTAH

United Nations Stabilization Mission in Haiti
国連ハイチ安定化ミッション



平成 22 年 1 月 12 日(日本時間 13 日)に、ハイチ共和国の首都ポルトープランス付近を震源とする大地震が発生しました。これを受けて、1 月 19 日、国連安保理は国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)の要員の増員に関する決議を、我が国を含む全会一致で採択しました。

我が国としては、さらなる人的貢献を行うため、国連による MINUSTAH への要員派遣の要請を受けて自衛隊の部隊派遣を決定し、2 月 6 日以降、国際平和協力法に基づきハイチ派遣国際救援隊約 350 名の隊員を現地に派遣しています。自衛隊の部隊は国連の統括の下、周辺地域の瓦礫の除去、道路補修、既存施設の耐震診断、軽易な施設建設など、ハイチの当面の復旧に貢献しています。

また、MINUSTAH に対し、司令部要員として自衛官 2 名を派遣しており、MINUSTAH の活動に係る企画及び調整を行っています。

なお、我が国は、国連 PKO への派遣に先立ち、ハイチ共和国政府からの要請を受けて、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、C-130H 輸送機による JICA 医療チームのハイチへの輸送や被災民の米国への輸送を実施したほか、自衛隊の医療援助隊約 100 名により、首都ポルトープランス近郊のレオガン市において地震による被災民の治療などの医療活動を行いました。

①②③ 地震後の様子



国際緊急援助隊の活動

④⑤ ハイチ国際緊急医療援助隊による診察 ⑥ 国際緊急援助隊医療チームを輸送した C-130H 輸送機。帰路において被災民を米国へ輸送した。 ⑦ テレビ電話による現地援助隊との会談

MINUSTAH の活動

⑧ 鳩山内閣総理大臣および北澤防衛大臣らによる見送り ⑨ 先遣隊から説明を受ける隊長 ⑩⑪⑫ 現地作業の様子

私たち防衛省・自衛隊は、国際社会の一員として、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処や国連ハイチ安定化ミッションなど、海外でのさまざまな活動に今日も取り組んでいます。

発行：防衛省大臣官房広報課(2010.3)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5 番 1 電話：03-3268-3111(代)
<http://www.mod.go.jp/>



ケータイサイトは
こちらの QR コードから

ANTI-PIRACY MEASURES

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処



海賊対処に取り組む護衛艦(手前)

今、日本にできること。



PKO
国際連合平和維持活動

ハイチ派遣国際救援隊の様子

日本を取り巻く世界情勢

近年、世界各地で発生している地域紛争の性格は必ずしも一様ではなく、民族、宗教、領土、資源などのさまざまな問題に起因し、その態様も、武力紛争から軍事的緊張の継続までさまざまなものとなっています。

国際社会にとっては、複雑で多様な紛争の性格を見極め、それぞれの性格に応じた国際的枠組や関与のあり方を検討し、適切な対処を模索することがより重要となっています。

UNDOF



UNMIN



MINUSTAH



UNMIS



ソマリア沖・アデン湾の海賊対処



私たち自衛隊は、海外でのさまざまな活動に今日も取り組んでいます。

ANTI-PIRACY MEASURES

The anti-piracy measures in the waters off the coast of Somalia and in the Gulf of Aden

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処

21 世紀の今日もなお、世界各地で後を絶たない海賊被害。

なかでも、近年、大きな問題となっているソマリア沖・アデン湾の海賊。

日本から遠く離れたこの海域で、過酷な環境のもと、私たち自衛隊は、国際社会の一員として、

様々な国々と力を合わせて海賊対処に取り組んでいます。

PKO

United Nations Peacekeeping Operations

国際連合平和維持活動

私たち自衛隊は、これまで中東をはじめアジア、アフリカの6か所で国際連合平和維持活動を実施してきました。国際社会の平和と安定のため、現在、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(国際平和協力法)に基づき、ゴラン高原、ネパール及びスーダンに要員を派遣し、活動しています。また、平成 22 年 2 月、新たに、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への参加を決定し、現地に隊員を派遣しています。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処



これまでの実績

水上部隊

派遣海賊対処水上部隊（１次隊）および
派遣海賊対処行動水上部隊（２～４次隊）
護衛実施時期 平成２１年３月３０日～実施中
護衛回数および隻数 １１３回 ６８７隻
（平成２２年３月７日現在）

航空隊

派遣海賊対処航空隊（１次要員）および
派遣海賊対処行動航空隊（２～３次要員）
任務実施時期 平成２１年６月１１日～実施中
飛行回数および時間 １６４回 約１２８０時間
確認した商船数 約１１２００隻 情報提供※ 約１２１０回
（平成２２年３月７日現在）
※護衛艦、諸外国の艦艇及び民間商船等への情報提供

平成２２年１月２４日に護衛活動１００回を達成し、同月２６日、北澤俊美防衛大臣、榛葉賀津也防衛副大臣、
楠田大蔵防衛大臣政務官が、テレビ電話を通じて、現地にいる水上部隊司令中畑１佐と会談、激励しました。



航空隊は、平成２１年
１１月２２日の任務飛行をもって、
１００回の任務飛行を達成した。

海賊事案が多発するソマリア沖・アデン湾

ソマリア沖・アデン湾は、アジアとヨーロッパを結ぶ海上輸送の大動脈。毎年、我が国に
関係のある約２０００隻を含む、およそ２万隻の船舶が通過します。

そんな重要な海域であるアデン湾で、近年海賊による事件が急増しています。平成
２１年には、実に２１７件に上り、世界全体の海賊事案の半数以上を占めました。
ソマリアでは、政治的な混乱と絶望的な貧困が蔓延し、地元の漁民などが生計を
立てるために、人質の身代金を目当てとした海賊行為に手を染めているのです。

我が国の取り組み

我が国はこうした状況に対して、海上警備行動※に基づく護衛艦による民間船舶の
護衛と海賊対処法※の整備という対応策を講じました。アデン湾では、２隻の護衛艦
が護衛対象の船舶を前と後ろからガードし、９００ｋｍほどの航路を一日半ほどかけ
て進んでいきます。

Ｐ－３Ｃ哨戒機はアデン湾上空をパトロールし、不審な船舶を発見した場合などに、
護衛艦や他国の艦艇、周囲を航行する民間商船等に随時情報を提供します。

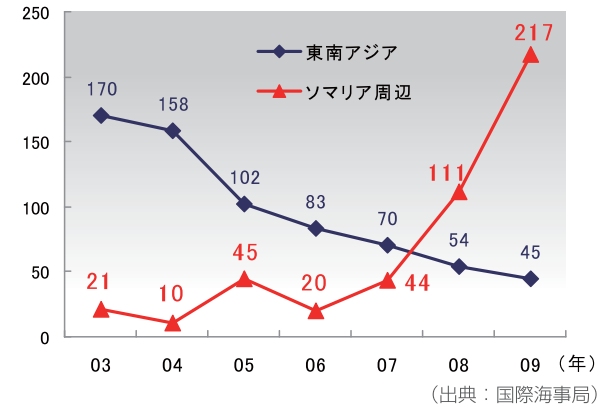
平成２１年７月に海賊対処法による護衛活動が開始されてからは、我が国に
関係する船舶だけではなく、あらゆる船舶を護衛することができるようになりました。

※海賊対処法が成立するまでのあいだ、危険にさらされている日本人の生命・財産を今すぐ
に守るため、平成２１年３月１３日に自衛隊法第８２条による海上警備行動を発令し、
３月３０日から我が国関係船舶の護衛を開始。６月にはＰ－３Ｃ哨戒機による警戒監視活動も加わりました。

※※海賊対処法…正式には「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」といい、
平成２１年６月２４日に成立しました。この新しい法律により、我が国が海賊行為を
処罰できるようになり、海賊船が民間船舶に近づこうとしている場合などに、それを
食い止めるために自衛隊が武器を使用することも認められました。

① アデン湾では、船団を組んで航行する ② ジブチ空港で警備をおこなう陸上自衛官 ③ 海賊対処は、陸上(左)、海上(中央)、航空(右)の３自衛隊が一体となって取り組んでいる ④ 物資輸送のため、ジブチ空港に着陸したC-130H輸送機 ⑤ 警戒監視中のP-3C哨戒機が確認した不審な小型船舶 ⑥ 現地では指向性大音響発生装置LRAD(左下)なども用いて任務にあたる ⑦ 海賊対処に取り組む護衛艦(手前)と護衛を受ける客船

（件数）「ソマリア周辺海域における海賊事案」



海賊対処に取り組む水上部隊指揮官(手前)

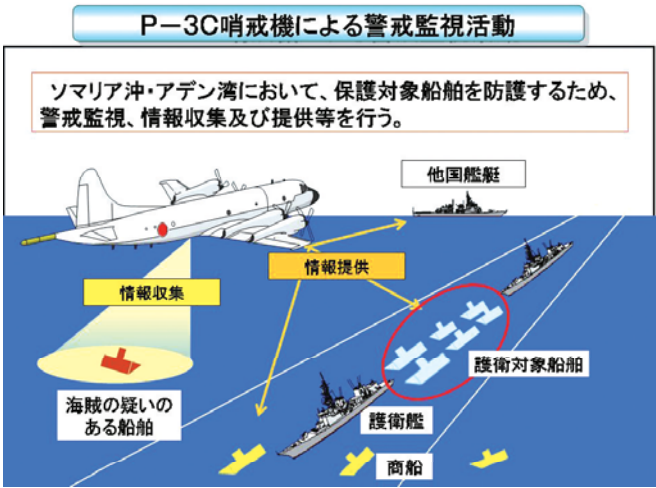
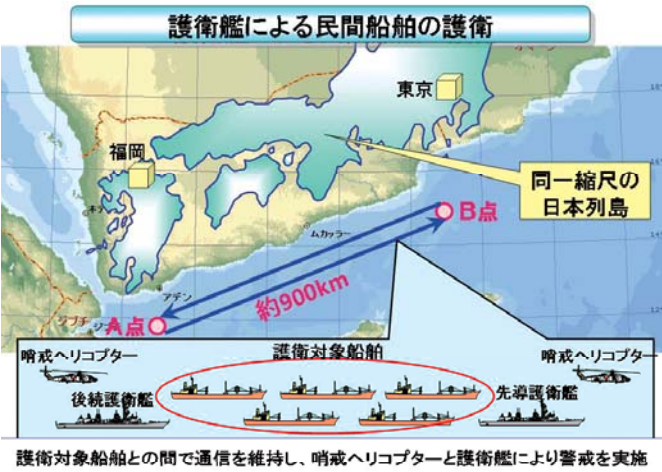


自衛隊が守ってきたもの

平成２１年３月３０日の護衛開始以来、一年間で護衛した船舶は７００隻近くに上り、そのすべてが安全にアデン湾を通過しました。

また、Ｐ－３Ｃ哨戒機が発見した不審船舶を他国艦艇が武装解除した事例も多く、海賊の抑止に大いに寄与しています。

日本のみならず世界のために苛酷な環境で汗を流す隊員たちの姿は、国内外から高い評価を集めています。



日本人船長からのメッセージ



中村大輔氏（大型客船「飛鳥Ⅱ」船長）

「湾岸戦争時、米軍に護衛されながら、タンカーでペルシャ湾を航行したのですが、その時は日本の船がいなくて心細い思いもしました。しかし、今回のアデン湾では、日本の護衛艦に守られ、本当に心強く感じました。現地での海賊対処は過酷な任務と聞いておりますが、日本の船員たちはみな日本の自衛隊に感謝しています。」



喜多祐次郎氏（自動車貨物船「Lyr Leader」船長）

「海賊行為が多発する海域を航行する際の恐怖・不安は相当なもの。また、航行中でも不眠不休で船橋で指揮を執らざるを得ません。自衛隊による海賊対処が始まり、日の丸をつけたヘリが頭上近くを旋回、お互いが手を振り合って意気疎通が図れた時は、涙が出そうなほど有難く、非常に心強く感じました。護衛していただいた自衛隊の方々ならびに日本政府に対する感謝の気持ちでいっぱいです。」



国連 P K O とは？

国連平和維持活動、いわゆる国連PKOは、世界各地における紛争の解決の一翼を担うために国連が行う活動です。

その業務は、平和維持隊による停戦監視や兵力引き離し、停戦監視団による停戦監視のほか、文民による選挙監視、人権監視、疲弊した国土の復興開発、行政組織や制度の構築など多岐にわたります。

我が国は、いわゆる参加 5 原則に基づき P K O 活動に参加することとしています。

これまでの実績

自衛隊による国際平和と協力業務		
期 間	国際平和と協力業務 (業務区分)	地 域
92年 9月～ 93年 9月	カンボジア (国連平和と維持活動)	東南アジア
93年 5月～ 95年 1月	モザンビーク (国連平和と維持活動)	アフリカ
94年 9月～ 94年12月	ルワンダ (人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年 2月～	ゴラン高原 (国連平和と維持活動)	中 東
99年11月～ 00年12月	東ティモール (人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン (人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年 2月～ 04年 6月	東ティモール (国連平和と維持活動)	東南アジア
03年 3月～ 03年 4月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
03年 7月～ 03年 8月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
07年 3月～	ネパール (国連平和と維持活動)	南アジア
08年10月～	スーダン (国連平和と維持活動)	アフリカ
10年2月～	ハイチ (国連平和と維持活動)	中南米

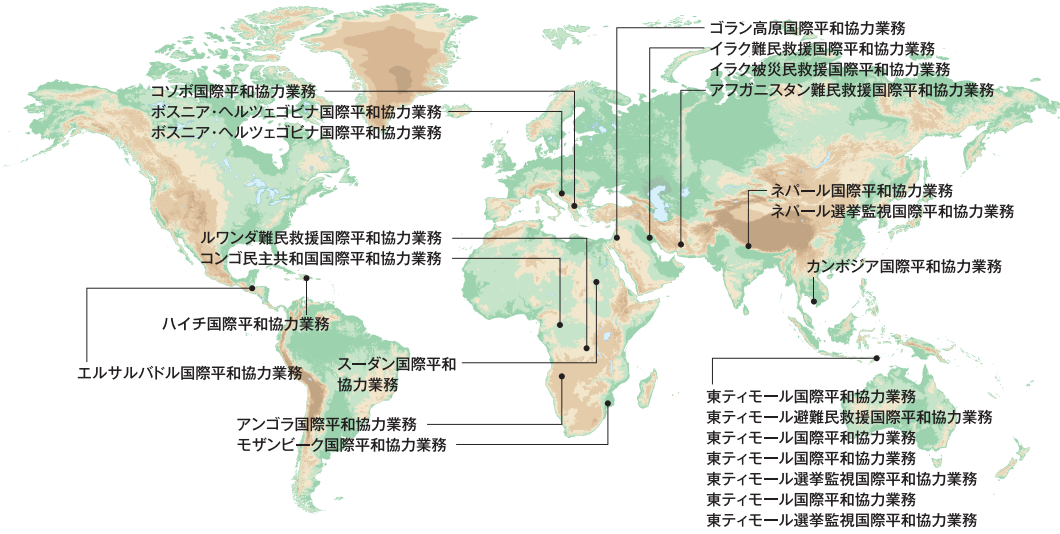
赤枠：現在活動中の国際平和協力業務

PKO センターへの派遣



国際平和協力法に基づいた我が国の国際平和協力業務の実績（H22.3.7 現在）

(出典：内閣府国際平和協力本部事務局)



【PKO 參加 5 原則】

1. 停戦合意が成立している。
2. 受け入れ国などの同意が存在している。
3. 中立性を保って活動する。
4. 上記の原則のいずれかが満たされなくなった場合には、一時業務を中断し、さらに短期間のうちにその原則が回復しない場合には派遣を終了させる。
5. 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限る。

現在活動中の国連 P K O

UNDOF

United Nations Disengagement Observer Force
国連兵力引き離し監視隊



国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)は、イスラエル・シリア間の和平交渉における中核的な問題であるシリア南西部のゴラン高原に展開し、この交渉を下支えする大きな役割を果たしています。

我が国は平成 8 年 2 月より自衛官を派遣しており、現在も、司令部要員として 3 名、輸送部隊として 43 名を引き続き派遣しています。

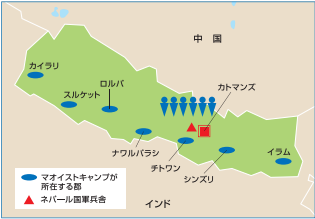
司令部要員の 3 名は、UNDOF の活動に関する広報並びに輸送等に関する企画及び調整などの業務を行っており、輸送部隊の 43 名は、UNDOF の活動に必要な日常生活物資などの輸送や道路補修などの後方支援業務を行っています。

【UNDOF 前司令官 ウォルフガング・イエルケ少将】

「私は日本人の部隊を持ち大変光栄です。現地では即座に対応できることが必須であり、きちんとしたコミュニケーションが取れなければなりません、日本から派遣される部隊は見事にそれをこなします。彼らに与えた任務は確実に実行され、私は絶対的な信頼をよせています。」

UNMIN

United Nations Mission in Nepal
国連ネパール政治ミッション



(注)ローテーション勤務のため、一定の期間ごとに要員の配置が変更されます。

ネパールでは、平成 8 年以降、ネパール国軍とマオイスト(ネパール共産党毛沢東主義派)の間で政権奪取を目的とした内戦状態が続いていましたが、平成 18 年 11 月、紛争終結を含む包括和平合意が成立しました。これを受けて、国連安保理は平成 19 年 1 月、武器及び兵士の管理の監視等を任務とする国連ネパール政治ミッション(UNMIN)の設立を決定しました。

我が国は、国連からの要請を受け、UNMIN に対し、平成 19 年 3 月から軍事監視要員として自衛官を派遣しており、現在も引き続き、6 名の要員がネパール国軍の兵舎及び国内 7 か所のマオイストキャンプにおいて、武器及び兵士の管理の監視などを行っています。

スーダンでは、昭和 58 年以降、南部の反政府勢力とスーダン政府との間で武力紛争が継続していました
が、平成 17 年 1 月、紛争終結を含む南北包括和平合意が成立しました。
これを受けて、国連安保理は平成 17 年 3 月、包括和平合意の履行支援等を任務とする国連スーダン・ミ
ッション(UNMIS)の設立を決定しました。

我が国は、国連からの要請を受け、UNMIS に対し、平成 20 年 10 月から司令部要員として自衛官を派遣しており、現在も引き続き、2 名の要員が兵站全般に関する調整及び情報分析室のデータベース管理の業務を行っています。

また、在スーダン日本国大使館に防衛駐在官として自衛官 1 名を派遣し、活動を支援しています。

